

発議第 3 号

地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第 109 条第 6 項及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

令和 3 年 3 月 12 日

庄原市議会議長 様

提出者 議会運営委員会  
委員長 福山 権二

(提案理由)

議会の議決すべき事件に、市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事等を加えるため、所要の改正を行おうとするものである。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年庄原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (3) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関する事。
- (4) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関する事。
- (5) 友好都市又は姉妹都市の提携又は解消に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。